

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別特措法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民¹の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

¹ 町行動計画では、特措法の内容等を記載している場合、「国民」と記載している。

図表 1： 特措法における「新型インフルエンザ等」の定義と感染症の分類と考え方

分類		規定されている感染症	分類の考え方	法律
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型コロナウイルス感染症	・ インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・ かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの	感染症法第 6 条第 7 項第 1 号～第 4 号
	指定感染症	政令で指定	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3 類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	感染症法第 6 条第 8 項
	新感染症	—	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	感染症法第 6 条第 9 項
一類感染症		エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	感染症法第 6 条第 2 項
二類感染症		結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） 等	感染力及び罹患した場合の重篤性が高い感染症	感染症法第 6 条第 3 項
三類感染症		コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	感染症法第 6 条第 4 項
四類感染症		狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	感染症法第 6 条第 5 項
五類感染症		インフルエンザ、性器クラミジア感染症、等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	感染症法第 6 条第 6 項

※五類感染症に分類されている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は対象外とする。

第2章 大淀町新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

第1節 大淀町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

国は、2005年より「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたる改定を実施してきた。2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、2012年には対策の実効性を高めるため、特措法が制定された。

町は、2013年3月、特措法第26条の規定に基づき、本病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進調整するため、大淀町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、体制整備を図った。その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）との整合性を図りつつ、有識者の見解等を踏まえて、2015年12月、町が実施する措置等を示す「大淀町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今般、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症への対応経験や、これまでの関連法令の改正を踏まえ、政府行動計画が改定された。これを受け、本町においても、旧計画を抜本的に見直し、近年の知見や感染症対策の実態を反映した本計画の改定を行う。

本計画の改定に際しては、国の動向、新たな科学的知見、そして感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を反映し、新型インフルエンザ等に留まらず、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、より実効性の高い計画とすることを目指している。なお、今後、政府行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、適宜、町行動計画の改定を検討していく。

図表 2 : 大淀町新型インフルエンザ等対策行動計画と各計画との体系図

